

第 7 回 特定外来生物等分類群専門家グループ会合（魚類）

議事概要

1. 日時 2025年6月17日（火）13:30～15:00
2. 場所 オンライン会議
3. 出席者（敬称略）（委員）細谷和海（座長）、坪井潤一、中井克樹、松田征也
（環境省）自然環境局野生生物課外来生物対策室室長 中島治美、
室長補佐 千葉康人、係長 田口知宏
（農林水産省）水産庁漁場資源課課長補佐 松井恵子、水産庁管理
調整課課長補佐 鶴澤麗、水産庁漁場資源課係員 竹原柊弥、水
産庁栽培養殖課係員 稲田圭佑、大臣官房みどりの食料システ
ム戦略グループ係長 渡部智寛
（事務局）環境省業務請負：一般財団法人自然環境研究センター

4. 議事概要

【運営方針の変更について】

（環境省から資料1を説明）

- ・（委員全員）異議なし。

【特定外来生物（魚類）の選定について】

（環境省から資料2-1、2-2、3を説明：マーレーコードとゴールデンパーチは現行の生態系被害防止外来種リストに掲載されていない旨を補足）

- ・（細谷座長）個人的には、これら4種類が候補になることは問題ないと思う。資料2-2の情報について、評価の理由が適切か、被害の事例が他にあるか、参考文献の妥当性という点からご意見をいただきたい。
- ・（中井委員）資料3について、オヤニラミ属がアカメ科になっているのは間違いで、ケツギョ科Sinipercidaeにしないといけない。

→（事務局）修正する。

- ・（細谷座長）マーレーコードとゴールデンパーチについては、以前の専門家グループ会合で議論しながら特定外来生物への指定から漏れていたものであり、マーレーコードについては原産地から管理釣り場に移されてしまった。原産地では希少種となっているが、実際には養殖されて釣魚として釣り対象になっている。その延長の中で日本に入ってきており、我が国にとっては侵略的であろう。
- ・（坪井委員）コウライオヤニラミは流水にも適応していて、アユ域にも入りつつあり脅威であるため、今回リストアップされている種類の中では特に規制をかけるべき。またマーレーコードについては、水産試験場の研究員の話として、規制がない中で持ち込み

の可否を尋ねられると県としては駄目という根拠がなく、その後、県から許可を受けたと書かれて管理釣り場に入れられ、いつしか逸出する状況になっている。このようにやった者勝ちの状態になり得るため、各都道府県の水産試験場が対応に困らないよう疑わしいものは早めに規制すべき。

→（細谷座長）今の指摘は重要であり、コウライオヤニラミは大型で観賞魚よりも釣り対象で入れられている可能性があり、遊漁目的であればコクチバスのように広がりかねない。競合や稚魚への捕食、特にアユへの影響という点では水産業に対しても大きな問題である。資料2-2のp8の農林水産業に係る被害の部分に、水産業への影響について予防原則的な情報を加えてはいかがか。

→（坪井委員）当方もそう思う。

→（松田委員）ブルーギル以外のブルーギル属も琵琶湖に入るとブルーギルと同じような被害をもたらすであろうし、マーレーコッドは過去に琵琶湖で1個体が捕れているので、もしそれらが広がった場合には漁業被害はあるだろう。根拠は持っていないが、可能であれば載せていただきたい。

→（中井委員）観賞魚と釣りはそれぞれ主な目的であり、コウライオヤニラミもサンフィッシュもかつてのコクチバスも、飼育観賞して楽しむ人達が一定数いて、輸入の窓口になっていた。いろいろな魚類を流通させるという点で観賞魚の窓口は重要である。その中で、釣って引きがよく河川に生息できるものが、オオクチバスやコクチバスの後を継ぐ魚の候補として期待される。コウライオヤニラミについては、観賞魚、釣魚のそれぞれとしてどのように扱われ、どこに入れられてきたのかを考えるべきである。また、魚類については観賞魚と釣りが重要な窓口になる点について、あらためてしっかりと認識しておく必要がある。

→（環境省）資料2-2のコウライオヤニラミの農林水産業に係る被害について、農林水産業被害の実例はこちらにない。水産庁で何か情報があればご連絡いただきたい。

→（水産庁）定量的な被害が明確ではなく、内水面漁業管理委員会指示における移植、持ち出しの禁止のみをもって農林水産業への被害とは定義していない。社会的被害の可能性はあるが、資料への記載場所を含めて環境省とよく協議したい。

・（細谷座長）コウライオヤニラミの生物学的要因について、原産地での状況も参考になる。朝鮮半島南端に日本のものと同種のオヤニラミが生息しているが、コウライオヤニラミとは共存できない。コウライオヤニラミは分布域が広く優勢な種で、食性や体サイズは全く異なり、オヤニラミを追い詰めている。被害として食害しか書かれていないが（資料2-2のp8）、生物多様性の観点から、希少種オヤニラミとの競争が予想される等をどこかに加えていただきたい。

→（坪井委員）原産地での魚食性の強さなどの情報は得られるであろう。事務局で調べてほしい。

→（事務局）文献は探してみる。資料への入れ込み方については検討する。

- ・（中井委員）コウライオヤニラミ以外の3種類に共通する問題は、未判定外来生物の取扱いについてである。ブルーギル属はかつて国内で観賞用でも流通していたので未判定外来生物に含められ、国内に生体が存在しないことを前提として輸入の届出があった時に審査することとしてきた。ところが、ロングイヤーサンフィッシュなどは国内に存在したかもしれず、不正に密輸された可能性も、規制前からずっと飼われていた可能性もある。また、マーレーコッドとゴールデンパーチについては未判定外来生物ですらなく、合法的に輸入、飼育できる状況である。かつての検討において、これらを特定外来生物に指定することを想定した際の穴である。未判定外来生物が国内にいることは想定外であるが、もしもいた時に何もできないという状況を放置してはいけない。今後の法改正では、未判定外来生物が国内で見つかった時に、国内希少野生動物種の緊急指定のようなことが出来る仕組みを外来生物法にも持ち込む必要がある。今回の3種類は、このことの必要性を示すエビデンスとして非常によい参考事例であり、こういうことを根拠に法制度を改善していただきたい。未判定外来生物のトラウトコッドを届出なしに輸入して検挙された例があるが、マクロケルラ属 *Maccullochella*、マククアリア属 *Macquaria* の他の種は未判定なのに持ち込まれたり飼われていて逃げ出す可能性がないと言い切れるのか、また未判定のままではよいのか、特定外来生物への指定は属単位の方がよいのではないかという点は、よくご検討いただきたい。
- （環境省）マーレーコッドとゴールデンパーチが指定されれば、全ての種について何らかの規制がかかることになる。未判定外来生物が国内で利用されている情報は把握していない。引き続き状況等を踏まえて検討したい。
- （中井委員）2021年10月にトラウトコッドを密輸入して摘発されたという報道記事があるが、無知のため、あるいは密かに輸入されて摘発に至らずにかいくぐる場合を心配している。
- （細谷座長）徳山ダムにおけるロングイヤーサンフィッシュの定着については報告されているが（藤田他. 2025. 魚類学雑誌72(1): 45-52.）、ペット由来のものが石川県のため池で養殖されていた可能性があり、ダムには相当数が放流されたい。未判定外来生物については、国内の動向を把握しておかないとリスクーだと思う。
- ・（細谷委員）これまでの議論は次の3点に整理される。①検討対象の4種類については、指定の方向で意見をいただいた。②コウライオヤニラミについては、予防的な観点から、水産業への影響及び在来種オヤニラミへの影響を補足する。③未判定外来生物のありようとして隙間を縫って輸入されたりすることがないようにする。
- ・（細谷座長）今後気になる点として、種や属の分類学的な変更に伴う扱いのことが挙げられる。かつてサンフィッシュ科にはブルーギル属とオオクチバス属を除き12属が認められており、今後の研究によってはこれらの属が復活する可能性がある。
- （環境省）他の分類群でも同様の状況があり、分類学的な変更に対しては、状況に応じて修正等を行う必要はある。

- ・（中井委員）外来生物法において属や科などの上位分類群として指定できる点は強みだが、高次分類群の名前になると、具体的な種類がどこに入るのか分かり難くなる。ヒアリがよい例で、学名書きの和名（ソレノプシス・サエヴィスィマ種群の全種）にヒアリが含まれているのか分かりづらい。運用面で配慮いただきたい。

【その他】

- ・（細谷座長）魚類学会自然保護委員から挙げた種類がだいたい採用されているが、外来タナゴ類が指定から漏れている。その理由としては、現状分類的な位置づけが明確でないことや、スイゲンゼニタナゴ等の在来種との関係が明確ではなく、もう少し様子を見ようという感じである。関連して、魚類の外来種問題が遊漁から観賞魚に移りつつあり、それらが合わさって複雑な様相を呈していることを共有いただきたい。

以上